様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	稲敷市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.inashiki.lg.jp/page/page007206.html

執行機関名　稲敷市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療福祉費支給に関する条例(平成17年稲敷市条例第85号)に規定する医療福祉費の支給及び支給制限に関する事務であって規則で定めるもの(小児，高校生相当の児童)
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		稲敷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第一　医療福祉費支給に関する条例(平成17年稲敷市条例第85号)に規定する医療福祉費の支給及び支給制限に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	稲敷市医療福祉費支給に関する条例(平成17年条例第85号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため，父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより，家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第一条　この条例は，妊産婦，小児，高校生相当の児童，母子家庭の母子，父子家庭の父子，重度心身障害者等の健康の保持促進を図るため，その医療費の一部を助成し，これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		稲敷市医療福祉費支給に関する条例(平成17年条例第85号) 稲敷市医療福祉費支給に関する条例施行規則(平成17年条例第54号) 茨城県医療福祉対策要綱　　茨城県医療福祉対策実施要領